

2019年10月24日

各位

株式会社北洋銀行

「後見制度支援預金」の取り扱いを開始します

北洋銀行は、2019年11月1日（金）より、後見制度をご利用されている方を対象とした「後見制度支援預金」の取り扱いを開始します。

当該預金は、後見制度をご利用のお客さま（被後見人さま）の財産のうち、日常生活で必要な金銭とは別に、通常使用しない金銭を安全に管理するための預金です。家庭裁判所の発行する「指示書」がなければ、口座開設、払戻し、解約等のお取り引きを行うことができないため、不正な預金の引き出しを防止し、お客さまの大切な財産をお守りすることができます。

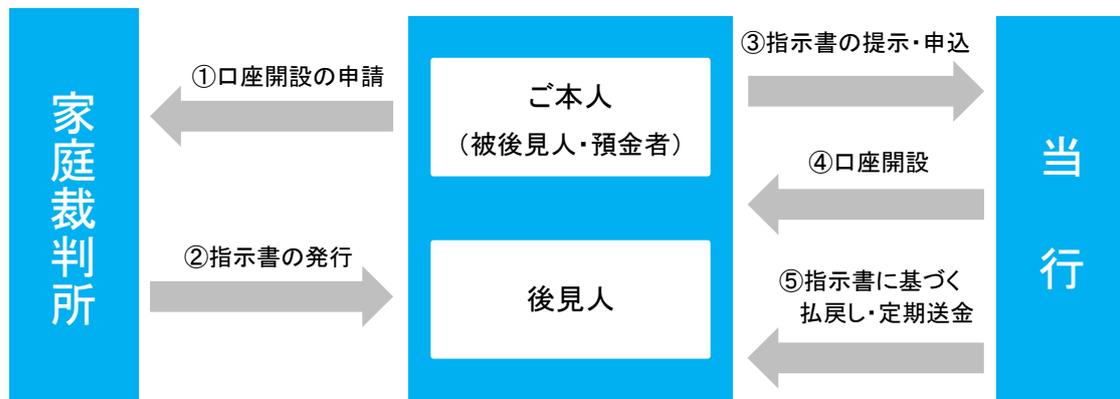
当行は今後も、多様化するお客さまのニーズに的確にお応えするとともに「お客さま第一主義」を徹底し、より一層ご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

1.取扱開始日

2019年11月1日（金）

2.後見制度支援預金のご利用イメージ図



3. 商品概要

1. 商品名	・ 後見制度支援預金
2. ご利用いただける方	・ 家庭裁判所より後見制度支援預金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方 ※ 補助人、保佐人、任意後見人、未成年後見人は対象外
3. 取扱店舗	・ 当行本支店
4. 預金種類	・ 普通預金 または 無利息型普通預金
5. 口座開設・初回預入	・ 家庭裁判所の指示書に基づき、窓口にて受付いたします ・ 初回最低預入額は 300 万円です
6. 追加預入	・ 随時お預け入れいただけます（家庭裁判所の指示書は不要）
7. 払戻し方法	・ 家庭裁判所の指示書に基づき、窓口にて払戻しいたします
8. 適用金利	・ 普通預金の店頭表示利率を適用いたします ※ 無利息型普通預金をご利用の場合は対象外です
9. 口座開設手数料	・ 11,000 円（税込）
10. 付加できる特約事項	・ 家庭裁判所の指示書に基づき、定額自動振込サービスをご利用いただけます。この場合、当行所定の手数料がかかります ※ 振込日は毎月 1 回、毎月同一日でご指定いただけます
11. 解約	・ 家庭裁判所の指示書に基づき、窓口にて受付いたします ※ 特定の事情がある場合、家庭裁判所の指示書によらず当行で解約を実施する場合があります
12. お取引の制限	・ キャッシュカードの発行はできません ・ 公共料金等の口座振替はご利用いただけません ・ インターネットバンキングはご利用いただけません

以 上

【お問い合わせ】

お取引店までお問い合わせください

<受付時間 銀行窓口営業日 9:00~17:00>